

議第53号

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部
を改正する条例

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第1条中「消防団員（）」の右に「第7条を除き，」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「資格を有する」を「いずれにも該当する」
に，「行なう」を「行う」に改め，同条第1号中「または勤務する」を「勤
務し，又は通学する」に改め，同条第3号を削る。

第11条中「この条例」の右に「において別に定めることとされている事項
及びこの条例」を加え，「，必要な」を「必要な」に，「市長」を「，市長」
に改め，同条を第12条とする。

第8条の前の見出しを削る。

第10条に見出しとして「(秘密を守る義務)」を付し，同条中「他にもらし
ては」を「漏らしては」に改め，同条に後段として次のように加える。

その職を退いた後も，同様とする。

第10条を第11条とする。

第9条に見出しとして「(信用失墜行為の禁止)」を付し，同条中「傷つけ，
または」を「傷付け，又は」に改め，同条を第10条とする。

第8条に見出しとして「(職務への従事)」を付し、同条本文中「よって」を「より」に改め、同条ただし書中「したがい」を「従い」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「(費用弁償)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「その他給与に関し必要な事項は、市長が」を「及びその支給の方法は、別に」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(報酬)

第7条 消防団員に対しては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の報酬を支給する。

- (1) 団長 年額 82,500円
- (2) 副団長 年額 69,000円
- (3) 分団長 年額 50,500円
- (4) 副分団長 年額 45,500円
- (5) 部長及び班長 年額 37,000円
- (6) 団員 年額 36,500円

2 前項の報酬の支給の方法は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の任用資格を拡充するとともに、消防団員に報酬を支給することとする必要があるので提案する。